

## 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度について

### 1 事業目的及び必要性

- 平成29年3月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定（第47条の5）により、教育委員会に学校運営協議会の設置の努力義務が課されることとなった。
- 学校運営協議会は、教育委員会によって学校に設置され、その委員は、その学校、その地域の実情に合わせ、教育委員会が任命することとなっている。
- 従前の「学校評議員会」に代わって、「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）を設置し、始動期間（2～3年を目処）は、主に学校運営に必要な支援に関する協議を行うとともに、「地域学校協働本部」との連携を図り、学校と地域の一体的な取り組みを推進する体制の整備に努める。

#### 【根拠法令・関連計画等】

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

#### 第四節 学校運営協議会

##### 第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

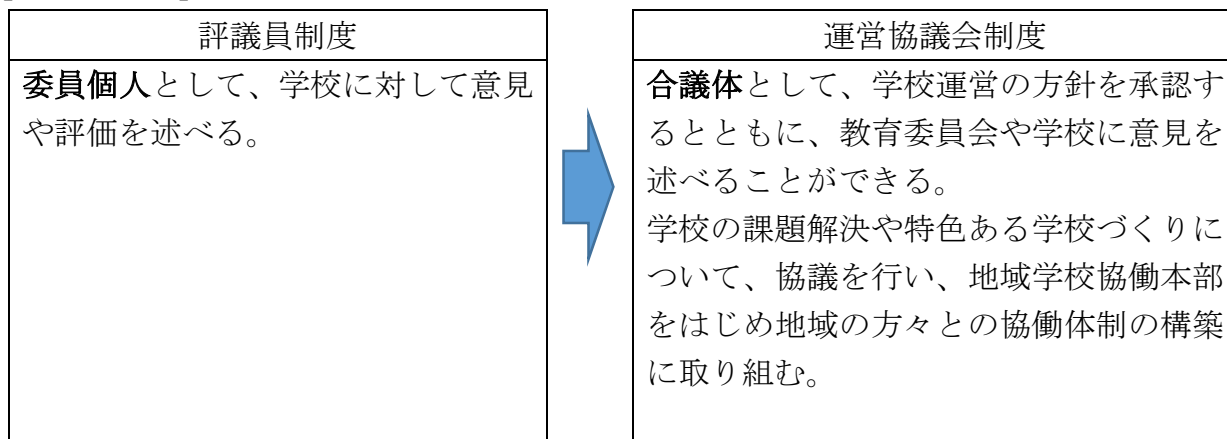
ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

#### □ 学校運営協議会の目的

⇒ 保護者や地域の方の意見を学校運営に反映させ、継続的・持続的に「地域とともにある学校づくり」を進める。

#### 【主な変更点】



## 2 事業内容

既存の学校評議員制度から発展的に移行（委員の任期は2年間）

○ 委員構成（各小中学校10名以内）…報酬の支払対象者6名

- ・ 対象学校に在籍する児童生徒の保護者や地域住民
- … PTA役員（1～2名）、学校評議員として学校運営に関わりのあった者（3～4名）を想定。
- ・ 対象学校の運営に資する活動を行う者（地域学校協働本部からの推薦者）
- … 地域学校協働活動推進員（1名）を想定。
- ・ 対象学校の校長その他教職員や学識経験者
- … 校長、教員など（2～4名以内）を想定。

○ 学校運営協議会の役割

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項（※）について、教育委員会に意見を述べることができる。

（※）規則に定める事項：当該学校の課題解決や特色ある学校づくりのための校内整備に必要な人材登用についてその意見を尊重するように努めることが求められますが、任命権の行使そのものが拘束されるものではないとされています。

### 目指すべき姿

#### コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として

